

市からのお知らせ

Hot news of daily life

青森市地理情報公開サービス「あおまっぷ」

市では、これまで市民や事業者の皆さんが市役所に来て確認いただいていた道路や都市計画などの情報を、インターネット上で簡単に確認できる青森市地理情報公開サービス「あおまっぷ」の運用を3/31(火)から開始します。パソコンやスマートフォンでいつでもご覧いただけますので、ご利用ください。

- ◆公開情報 都市計画、防災、道路、下水道、騒音・振動規制、町内会(浪岡地区)、固定資産税路線価、地籍図などのマップ
- ◆閲覧方法 市HPからご利用できます。

☎ 情報管理課(☎017-734-5167) ID1010276



春の全国交通安全運動

4/6(月)~15(水)

◆運動の重点

- ①通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ②「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

交通事故防止のため、子どもの通行量が多い学校や公園周辺、高齢者を見かけたときなどは、徐行運転・一時停止をするなどの思いやりのある運転を心掛けましょう。運転者だけでなく、歩行者、自転車運転者も交通ルールを守り交通事故防止に努めましょう。

自転車の交通違反に反則金が課されます

4月1日から自転車に対する交通反則通告制度が導入されます。交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則通告書(青切符)が交付され、違反者が反則金を納めれば、刑事罰が科されない制度です。自転車を利用する際は、これまで以上に交通ルールを守り、責任を持った運転を心掛けましょう。

◆主な違反行為と反則金額

スマートフォンや携帯電話の使用(ながら運転)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視	6,000円
車道の右側通行	6,000円
歩道通行	6,000円
一時不停止	5,000円
並走運転(横に並んで走行)	3,000円
二人乗り	3,000円

「自転車乗車用ヘルメット着用促進イベント」を開催

自転車乗車中の交通事故被害を軽減するためには、ヘルメットの着用が有効です。イベントでは、交通安全に関するクイズ、いろいろなタイプのヘルメットの試着体験、反射材の無料配布などを行いますので、ぜひお立ち寄りください。

時 4/11(土)・12(日) 10:00~15:00

所 サンデー青森浜田店(自転車販売ブース)

※このイベントは、イオングループ様のご協力のもと実施します。

☎ 生活安心課(☎017-734-5258)

4月1日から市役所組織の一部が変わります

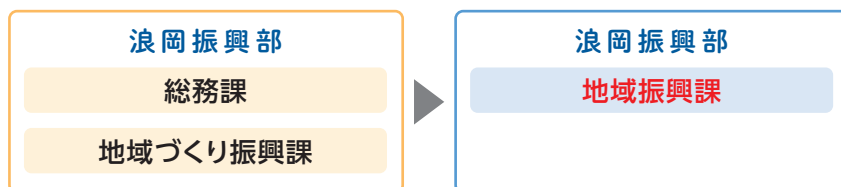
新設 環境保全課 危険鳥獣対策室

近年出没件数が増加しているツキノワグマなどの危険鳥獣に対し、総合的な対策と迅速に対応する体制整備の強化を図るため、環境部環境保全課の課内室として新たに「危険鳥獣対策室」を設置します。



再編 浪岡振興部

浪岡地区の地域振興に関する体制強化のため、移住・定住やデマンド交通を所管する「浪岡振興部総務課」と観光・交流や地域コミュニティを所管する「地域づくり振興課」を統合・再編し、新たに「地域振興課」を設置します。



再編 市民病院事務局

急激な医療環境の変化に対応しつつ、経営体制の強化を図るため、病院経営や医療業務に精通した職員で構成する経営改善に特化した組織として、「経営改善サポートチーム」を設置します。



医事運営、診療情報管理、地域医療連携などの地域医療構想で求められる市民病院の役割の変化への対応と、更なる経営改善の推進を図るため、新たに「市民病院事務局医事課」を設置します。

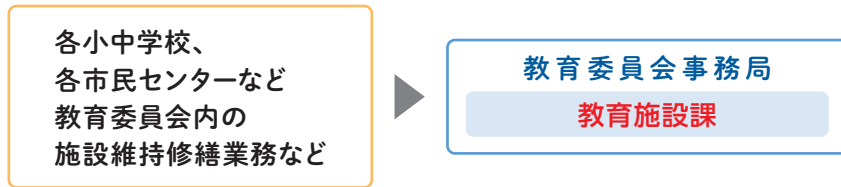


再編 教育委員会事務局

「市立夜間中学」の令和9年4月開校準備に加え、安全・安心で質の高い教育環境の推進などに対応するため、教育委員会事務局総務課内室として、新たに「教育企画推進室」を設置します。



学校、市民センターや給食センターなどの教育委員会内の施設関連業務を集約し、新たに「教育施設課」を設置します。



再編 企業局水道部

水道経営プラン及び下水道事業経営戦略に基づき、今後、更なる経営改善に向けた取組の推進のため、企業局水道部に新たに「経営企画課」を設置します。



☎ 人事課(☎017-734-5011)

市営バス等福祉乗車証の 交付対象の拡大

市営バスなど(青森市営バスを含む)の福祉乗車証について、4月1日から精神障害者保健福祉手帳1級のかたは、ご本人に加え、介護人1名も無料で乗車できます。

※介護人の無料乗車を希望される場合は、事前の手続が必要です。

時 交付期間: 4/1(水)~(土・日、祝日を除く)8:30~18:00

所 障がい者支援課、浪岡振興部健康福祉課

対 市内にお住まいの精神障害者保健福祉手帳1級のかた

申 【持参するもの】

- ①精神障害者保健福祉手帳
- ②福祉乗車証(現在利用している乗車証「単独用」を、介護人も無料となる「共用」に切替を希望されるかたは、現在の有効期間のままとなります。)
- ③手帳所持者のかたの写真(縦4cm×横3cm)

問 障がい者支援課(☎017-734-5319)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1113)

青森市営霊園・墓園のご案内

市では4か所の霊園と墓園(三内霊園・月見野霊園・八甲田霊園・浪岡墓園)を設置しています。

◆**一般墓地区画の申込受付** 八甲田霊園の新規区画の使用許可申請は通年で受け付けています。このほか、返還された区画の再提供の申込期間などは、詳細が決まり次第、お知らせします。

◆**月見野霊園合葬墓の申込受付** 月見野霊園合葬墓では、現在遺骨をお持ちのかた、または既に墓地に埋蔵されているなど遺骨を改葬するかたの利用申込を通年で受け付けています。

申込資格など詳しくは、生活安心課、浪岡振興部市民課、各支所などに備付けの合葬墓利用案内または市HPをご覧ください。

問 生活安心課(☎017-734-5277)、浪岡振興部市民課(☎0172-62-1140)

春の地域花いっぱいまちづくり事業 活動団体を募集

◆活動団体を募集

花植えや花だん管理などを行う団体を募集します。

①募集する活動

街路樹柵や公園・緑地などの花だんへの花植えと管理

②活動団体に対する市の支援

花苗の一部支給、花だんづくりの講師派遣など

申 4/1(水)~16(木)に申請書類(市HPに掲載のほか、窓口で交付)に必要な事項を記入し、公園河川課(本庁舎)または浪岡振興部都市整備課へ

問 公園河川課(☎017-752-8334) ID1005921

公園愛護会活動に参加しませんか?

公園愛護会は、市が設置した都市公園などの周辺住民5人以上で構成された、清掃や草取りなどの公園愛護活動を行なうことを目的とした団体です。

市から公園愛護会に対しては、活動面積などに応じ報償金を年に一度交付しています。公園愛護会の設立を検討中のかたは、公園河川課へご相談ください。

申 4/30(木)までに設立承認願(新規)、または活動申請書(継続)を公園河川課へ

問 公園河川課(☎017-752-8334) ID1009924

「民生委員協力員制度」が始まります

市では、民生委員・児童委員の負担軽減や担い手不足の解消を図るため、4月から新たに、民生委員活動を補佐する「民生委員協力員制度」を導入します。関心のあるかたは、お近くの民生委員や町会長へご相談ください。

◆**活動内容** 訪問活動と一緒に、地域行事のお手伝いなど

◆**任期** 任命(委嘱)された日以後、最初の11月30日まで。

その後、1年ごとの更新可。

◆**活動費** 月額1,000円を支給

◆**守秘義務** 活動を通じて知った個人情報を外に漏らしてはいけません。

問 福祉政策課(☎017-734-5314)

✳️ 4/1~浪岡地区のごみ出しルールが変わります

黒石地区清掃施設組合の解散に伴い、浪岡地区のごみ出しルールが変わります。地区ごとの収集曜日やごみの出し方は、「清掃ごよみ」をご確認ください。※青森地区のごみ出しルールに変更はありません。

問 浪岡振興部市民課(☎0172-62-1140)

令和8年春の火災予防運動 4/13(月)~19(日)

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」2025年度全国統一防火標語

これからの時季は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節となります。いま一度、火の元には十分注意しましょう!

◆春の火災予防運動に伴うイベント

• 防災パトロール出動式

消防長の訓示後に9台の消防車両が火災予防啓発のためサイレンを吹鳴し出動します。

時 4/13(月)9:30~ **所** 県観光物産館アスパム前広場

• 火災予防キャンペーン

幼年消防クラブ員によるアクションと女性防火クラブ員による「火の用心」の呼び掛け、住宅用火災警報器設置交換PRなどを行います。

時 4/18(土)11:00~12:00

所 サンロード青森 サンホール



【幼年消防クラブ】とは

幼少期から正しい火の取扱いについて学ぶことで火災発生を減少を図り、防火意識を高めることを目的とした団体です。

【女性防火クラブ】とは

家庭における火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などを目的に活動している団体です。

【幼年消防クラブ、女性防火クラブ 新規クラブ募集中です!】

問 消防本部予防課(☎017-775-0853)

春は山火事にご注意を

春は空気が乾燥し、風が強い日も多く、山火事が発生しやすい時期です。たき火やたばこなど、火の取扱いには十分ご注意ください。また、山火事や林野火災などを発見したときは、速やかに119番通報してください。

問 農地林務課(☎0172-62-1146)

市長と対話する「みらいセッション」に 参加する企業・団体を募集

企業や団体を対象にしたあおもり未来ミーティング(愛称:みらいセッション)は、自由な雰囲気の中で皆さんの声を聴く対話集会です。

時 1回につき概ね60分以内

所 市内の企業・団体の活動場所または市が主催する場合無料で使用できる施設

対 市内に活動拠点を置き、概ね10人程度の参加者が見込まれる企業・団体。

次のいずれかに該当する企業・団体は、応募することができません。

- ①特定の個人・団体などの利益の推進や誹謗・中傷などを対話の内容として希望する企業・団体
- ②政治・宗教の活動を目的とした企業・団体
- ③公序良俗に反する活動をする、またはそのおそれのある企業・団体
- ④その他事業の趣旨に照らし、開催が適当でないと判断される企業・団体

申 4/1(水)~30(木)に、専用応募フォームから申込み、または

- ①企業・団体の名称、代表者名、設置目的、主な活動内容、
 - ②企業・団体の連絡先(所在地、担当者、電話番号、メールアドレス)、
 - ③参加予定人数、④開催希望時期、⑤開催場所の名称、所在地、
 - ⑥テーマ、⑦応募動機
- を記載の上、〒030-8555 中央一丁目22-5 広報広聴課
(☎koho-kocho@city.aomori.aomori.jp)へ

問 広報広聴課(☎017-734-5107) ID1010158



応募フォーム

「あおもり出前講座」利用団体募集

職員が皆さんのところへ伺い、市の施策や事業などについて分かりやすくご説明します。

時 相談の上、決定します 9:00~12:00、13:00~21:00のうちの2時間以内。

所 利用団体でご準備ください。 **対** 5人以上で構成された団体・グループが対象

申 希望日の3週間前までに開催申込書を広報広聴課へ提出

(開催募集案内は市役所各庁舎、各市民センターなどで縦覧可能です。市HPにも掲載しています。)

問 広報広聴課(☎017-734-5107) **ID**1006900

市民活動活性化事業補助金の対象事業を募集

市民活動団体が自ら行う地域課題の解決や、地域の人材づくりの活動を支援します。詳しくは、市HPをご覧ください。

◆対象団体

市内に事務所があり、構成員が5人以上のNPO法人、ボランティア団体など。(町会・町内会などの地域コミュニティまたは政治、宗教、選挙活動などを目的とする団体は除く)

◆対象事業

地域課題の解決を図るための公益的な市民活動を活性化する取組として主に市内で行う事業(1年度1団体1事業まで ※同一対象団体の同一対象事業の補助金の交付は3回まで)

◆補助金額 補助率2/3以内(限度額30万円)

◆申請受付 4/1(水)~24(金)に市民協働推進課(駅前庁舎4階)へ

問 市民協働推進課(☎017-734-5231) **ID**1006049

合併処理浄化槽への転換設置費用の一部を補助します

水環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に、単独処理浄化槽やくみ取便所から合併処理浄化槽への転換設置する費用の一部を補助します。

対象区域及び補助要件など(市HPに掲載)ご確認の上、工事着手前に申請手続を行ってください。

◆対象区域(対象となるか、事前にお問合せください。)

- ・公共下水道事業、農業集落排水事業の整備または計画外の区域
- ・公共下水道の整備方針の変更により市が指定した次の指定区域

浅虫地区、野内地区、矢田地区、戸山地区、横内地区、浜館地区、虹ヶ丘地区、駒込地区、野尻地区、四ツ石地区、新町野地区、荒川地区、合子沢地区、蛭沢地区、幸畑地区、大矢沢地区、野木地区、柳川地区、安方地区、青柳地区、第二問屋町地区、八ツ役地区、安田地区、羽白地区、新城地区、石江地区、油川地区、新田地区、沖館地区、三内地区、大釈迦地区、杉沢地区、浪岡平野地区、浪岡川合地区(各地区の一部)

◆補助限度額(補助基数には限りがあります。)

- ・5人槽 41万4千円(指定区域 48万2千円)
- ・6~7人槽 47万4千円(指定区域 55万8千円)
- ・8~10人槽 66万円(指定区域 77万2千円)

申 事前に、対象区域・要件・補助対象などを問合せください。

・課窓口へ申請書類一式を直接提出

問 廃棄物・リサイクル課(☎017-718-1162) **ID**1002066

車いすリフト付車両運転ボランティア募集

車いすを利用している障がいのあるかたが外出などで利用する車いすリフト付車両を運転するボランティアを随時募集しています。

時 月~金曜日8:00~17:00までの間の数時間程度

(活動可能な曜日・日付と時間帯を登録)

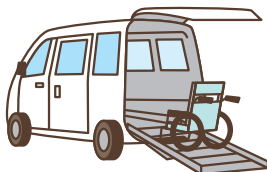
所 青森市内

対 自動車二種免許取得者、または自動車一種免許取得者で福祉有償運送運転者講習修了者(講習未受講者はお問合せください)

備 ボランティア内容:

車いす車両の運転と車両への乗り降りの介助

申問 青森市社会福祉協議会(☎017-723-1340)



子ども性暴力防止法がスタートします! (令和8年12月25日施行予定)

子ども性暴力防止法は、学校、保育所、学習塾やスポーツクラブなど、子どもに対して教育・保育などを行う事業者に対して、従事者による性暴力を防ぐための取組を求めるものです。

具体的には、被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備などのほか、従事者の性犯罪前科の有無の確認などを行う必要があります。学校や認可保育所、認定こども園などは、取組の実施が義務となります。また、義務以外の学習塾やスポーツクラブなどは、国の認定を受けることにより制度の対象となり、同様の取組を行うこととなります。

備 詳しくは、こども家庭庁のHPをご覧ください。

問 こども・若者政策課(☎017-734-5320)



4月1日から 危険な盛土などの規制を開始します

4月1日から、盛土規制法に基づく規制を開始します。一定の規模以上の盛土、切土、土石の堆積に関する工事を行う場合は、許可申請の手続きが必要になります。盛土などの工事を予定しているかたはご相談ください。

問 建築指導課(☎017-752-8295)

食品関係施設への 衛生指導などを行います

市保健所では、食品の安全を守るため、毎年度「青森市食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係施設への衛生指導や流通食品の検査などを実施しています。計画は4/1(水)以降に、市HPや市保健所別館1階生活衛生課、市役所各庁舎をご覧ください。

問 生活衛生課(☎017-765-5293) **ID**1002126

町(内)会で活動しませんか?

町(内)会に加入して、住みよいまちづくりに参加してみませんか。「どこの町(内)会に加入したらいいかわからない…」という場合は、お住まいの地域の町(内)会へご案内しますので、お気軽にお問合せください。

問 【青森地区】

市民協働推進課(☎017-734-5231)、青森市町会連合会(☎017-734-2584)

【浪岡地区】

青森市浪岡町内会連合会(事務局 浪岡振興部地域振興課)

(☎0172-62-1147)



水道メーターの取替

4~10月にかけて、委託業者が敷地内に入り、今年度中に有効期限(8年)を迎える水道メーターを無償で交換します。対象区域のご家庭には、チラシなどで日程をお知らせしますので、ご協力をお願いします。

時 4/1(水)~10/30(金)8:30~17:00 **所** 市内一円

問 給排水課(☎017-774-1234)

宅地内の水道管漏水調査にご協力を

4~12月にかけて、委託業者の調査員(「漏水調査員」の腕章着用)が漏水調査を行います。調査箇所は、道路に埋設されている水道管から各家庭の敷地の水道メーターまでです。調査は敷地の中に入っていきますので、ご協力をお願いします。

問 施設課(☎017-777-4255)

クマによる被害を防ごう

春はツキノワグマが冬眠から覚め、食べ物を求めて行動し始める時期です。クマの活動が活発となる早朝や夕方のジョギングなどの際は、事前に市HP・SNSなどで出没情報を確認しましょう。また、山林に入る際は、2人以上での行動を心掛け、鈴やラジオを携帯するほか、自動車から降りる際にクラクションを鳴らすなど、十分な安全対策を行ってください。

◆クマを引寄せないために 農作物や米ぬか、果樹、生ごみはクマを誘引します。食料があることを覚えたクマは繰り返し出没する傾向がありますので、引寄せない対策をしましょう。

- 堆肥にする米ぬかやキズモノ野菜、生ごみなどは屋外に放置しないようにしましょう。
- ごみは収集日を守り、当日の朝に出しましょう。
- クマは人目を避けられるヤブや草むらを通して移動します。敷地内や通路などは積極的に刈払しましょう。



◆クマと出会ってしまったら

- ゆっくり後退り クマの動きに注意しながら、ゆっくりと静かに後退りして確実に距離をとりましょう。背中を向けたり、走って逃げると追いかけることがあります。
- 防御姿勢をとる クマの攻撃は人間の頭部に集中する傾向にあります。突発的に襲われたら、大ケガを防ぐために、両手で頭や首を抑え、うつ伏せになって防御姿勢をとりましょう。クマを目撃した場合は、場所・時間・大きさ・逃走方向などをご連絡ください。

環境保全課危険鳥獣対策室(☎017-718-0293)、浪岡振興部市民課(☎0172-62-1140) 1002088

※令和8年度青森市放任果樹伐採事業補助金

クマを誘引する果樹の伐採を支援するため、補助金を交付します。補助対象要件や提出書類など、詳しくは市HPをご覧ください。

◆補助対象・補助金額

補助対象	本数	補助金額(千円未満切り捨て)
人の日常生活圏周辺の柿、栗など(営利目的で植付けされたものを除く)	3本まで	補助対象経費 (伐採に要する経費)の3/4 【上限1本当たり3万円】

※伐採は交付決定後に伐採事業者へ委託して行ってください。自ら伐採した場合や交付決定前に伐採したものは補助対象外です。

◆補助対象者 市内に住所を有し居住していて、市税に未納がない樹木の所有者または樹木の所有者から委任を受けたかたなど

◆申請期間 4/1(水)～11/30(月)

- 12/31(木)までに伐採と実績報告を完了すること。
- 予算に達し次第終了します。予算の執行状況は市HPでお知らせします。

◆申請場所

環境保全課窓口(駅前庁舎3階 土・日、祝日を除く/8:30～17:00)
市民課窓口(浪岡庁舎1階 土・日、祝日を除く/8:30～17:00)

2026年国民生活基礎調査にご協力を

厚生労働省では、保健・医療・福祉などに関する政策の企画立案の基礎資料とするため、「国民生活基礎調査」を実施しています。

令和2年国勢調査区から、国が無作為に抽出した市内2地区(約110世帯)が調査対象となります。

4月下旬から調査員が訪問し、調査票の配布・回収を行いますので、調査へのご協力をお願いします。

時 調査日 6/4(木) 問 保健予防課(☎017-765-5280)

マイナンバーカードの各種手続予約

マイナンバーカードの交付予約、電子証明書更新予約に加えて、マイナンバーカードの申請、暗証番号などに関する手続も予約受付が可能です。

◆予約可能な手続

①電子証明書の更新手続

- 「電子証明書の有効期限通知書」が届いたかた

②暗証番号に関する手続(ロック解除、再設定など)

③マイナンバーカードの更新手続

- 「マイナンバーカード・電子証明書の有効期限通知書」が届いたかた

④マイナンバーカードの新規申請

※③、④のマイナンバーカードの更新及び新規申請は、窓口での手続のほか、次のいずれかの方法による手続が可能です。

- スマートフォンでの申請
- パソコンでの申請
- 証明用写真機での申請
- 郵送での申請

◆予約方法

• 市HPから予約するかた

市HPのトップページにある「PICK UP」の「マイナンバーカードの予約手続」をクリックすると予約画面が表示されます。

• 電話で予約するかた

☎017-734-5316(予約コールセンター)へご連絡ください。
受付時間8:30～18:00(土・日、祝日、年末年始を除く)

問 市民課(☎017-718-0440)

戦没者遺族相談員

戦没者のご遺族の福祉の増進を図るため、戦没者遺族相談員を設置しています。相談員が戦没者のご遺族の様々な相談に応じ、必要な指導・助言を行いますのでお気軽にご相談ください。

◆青森市の戦没者遺族相談員 内藤規矩子(☎017-726-5017)

問 福祉政策課(☎017-734-5314)

下水道事業受益者負担金・分担金にご理解を

下水道が整備されると、生活環境が改善され、整備されていない区域に比べて土地の利用価値に差が生じます。こうした利益を受けるかた(受益者)に、下水道建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金・分担金制度」で、下水道整備の貴重な財源となっています。なお、負担金・分担金の額は、土地の面積に応じて算出されます。

令和8年度に負担金・分担金が賦課されるのは、下記の区域の一部です。対象区域に土地を所有しているかたには、5月上旬に受益者確定のための書類を送付します。

◆令和8年度賦課対象区域(次の区域の一部)

	青森地区	浪岡地区
負担金	新城字平岡、新城字福田 油川字波岸、三本木字川崎	対象なし
分担金	対象なし	浪岡大字高屋敷宅社元

問 営業課(☎017-734-4281)、上下水道課(☎0172-62-1143)

スマートフォンアプリによる国民年金保険料の納付

国民年金保険料は、現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easyなどによる納付方法に加えて、スマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が可能です。

対応する決済アプリをダウンロードし、端末のカメラ機能で納付書に印字されたバーコードを読み取ることで、その場で納付することができます。

備 対象決済アプリなど詳しくは、日本年金機構HPをご確認ください。

問 国保医療年金課(☎017-734-5352)

浪岡振興部健康福祉(☎0172-62-1153)

青森年金事務所国民年金課(☎017-734-7495)



労働審判制度は20周年を迎えました!

労働審判制度は、平成18年4月に開始され、令和8年4月に制度開始20周年を迎えました。

この制度は解雇や給料の不払など個々の労働者と事業主の間の労働関係のトラブル(労働事件)を解決するための制度です。

今後は、インターネットを利用した申立てや事件記録の電子化など、国民の皆さんが利用しやすい制度を目指して取り組んでいきます。

問 青森地方裁判所総務課庶務係(☎017-722-5421)

確認できます！ 令和8年度固定資産税の課税内容

令和8年度の固定資産の価格(評価額)を確認していただくため、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び固定資産課税(補充)台帳の閲覧ができます。

◆縦覧等場所

- ・資産税課(駅前庁舎2階)
- ・浪岡振興部納税支援課

◆持参するもの

- ・身分証明書(公官署発行の顔写真付のものは1種類、それ以外のものは2種類以上)

※その他は次の表をご覧ください。

	土地・家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税(補充)台帳
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の土地・家屋の価格と、他の土地・家屋の価格を比較し、適正であるかを確認できます。 ・制度の趣旨から外れる場合は縦覧をお断りすることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者が所有する土地・家屋・償却資産の課税内容を確認できます。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・4/1(水)~30(木) ※土・日、祝日を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・4/1(水)から通年 ※土・日、祝日を除く
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者(固定資産税納税通知書が送られているかた) ・その同一世帯の親族、納税管理人、委任を受けたかた(納税者からの委任状が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者(固定資産を所有しているかた) ・その同一世帯の親族、借地人・借家人(賃貸借契約書など権利関係を確認できる書類が必要) ・賦課期日(1月1日)後の所有者(所有者であることが確認できる書類が必要) ・納税管理人、破産管財人(裁判所からの選任書が必要) ・委任を受けたかた(納税義務者からの委任状が必要)
料金	無料	無料 ※5/1(金)からは1件400円

令和8年度分の固定資産税納税通知書は4月中旬に郵送します。納税通知書が届きましたら、土地・家屋の現況と異なっていないか、必ず課税明細書をご確認ください。

- ・昨年、取り壊した物置が課税されている。
- ・新築した車庫が課税されていない。
- ・住宅用地特例の軽減が入っていない。など

◆固定資産税の納付

第1期分の納期限は、4/30(木)です。

納付書に印字されている地方税統一QRコードを読み取ることで、クレジットカードやスマートフォン決済アプリなどで納付することができます。詳しくは、地方税お支払サイトをご覧ください。

☎資産税課(☎017-734-5200)

浪岡振興部納税支援課(☎0172-62-1186)



地方税お支払サイト

法人市民税の減免申請

収益事業を行っていない、次のいずれかに該当する法人は、法人市民税が減免されます。4/30(木)までに、法人市民税減免申請書、均等割申告書、決算書、その他関係資料を提出してください。

- ・公益社団法人・公益財団法人
- ・地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
- ・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人

☎市民税課(☎017-734-5192)

自動車の変更手続をお忘れなく

引っ越しにより住所が変更となった場合には、自動車の住所変更やナンバープレートの変更も必要となりますので、申請手続をお忘れないようにお願いします。

詳しくは、青森運輸支局HPまたは自動車検査登録総合ポータルサイトに掲載しています。

☎青森運輸支局(☎050-5540-2008)

八戸自動車検査登録事務所
(☎050-5540-2009)



青森運輸支局HP



自動車検査登録総合ポータルサイト

「不動産鑑定評価の日」に係る 不動産無料相談会

価格・売買・相続・土地活用など、不動産に関するお悩みや疑問に不動産鑑定士がお応えします。お気軽にご相談ください。

☎4/20(月)13:30~15:30 所 駅前庁舎 1階 駅前スクエア

☎(公社)青森県不動産鑑定士協会(☎017-752-0840)

納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税などの納期限は、次のとおりです。

※口座振替の場合、納期限が引き落とし日

◆4/30(木)納期限

- ①固定資産税 第1期分
- ②児童保育負担金(保育料) 4月分
- ③市営住宅使用料 4月分
- ④市営住宅駐車場使用料 4月分
- ⑤放課後児童会負担金 4月分

◆5/11(月)納期限

- ⑥市・県民税(給与特別徴収分) 4月分

☎①②⑤⑥納税支援課

(☎017-734-5209)

③④住宅政策課

(☎017-734-5572)

お困りごと相談窓口 無料

4月の市民相談

予約不要

所 市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)
(☎017-734-5249)

[一般相談]

●市民なんでも相談室

☎月~金曜日(祝日を除く)

8:15~18:30※来庁または電話で受付

[特別・専門相談] ※各相談10人程度

●人権相談

☎6(月)・20(月)10:00~15:00

●行政相談

☎2(木)・9(木)・16(木)・23(木)・30(木)10:00~15:00

●司法書士相談

☎6(月)・14(火)10:00~14:00

●不動産相談

☎2(木)・9(木)・16(木)・23(木)10:00~15:00

●土地家屋調査士相談

☎6(月)10:00~14:00

●不動産鑑定士相談

☎28(火)13:00~15:00

●行政書士相談

10(金)・17(金)・24(金)

10:00~12:30

要予約

●法律相談

☎①13(月)・②27(月)13:00~15:00

☎各5人(申込順)

☎事前に、

生活安心課(☎017-734-5250)へ

①は1(水)から、②は14(火)から

受付(8:30~)

※相談は、1回まで(1人20分間)

男女共同参画に係る

無料専門相談 要予約

A 離婚をはじめとする法律に関する問題に、弁護士がアドバイスします。

☎①4/14(火) ②4/28(火)

☎3人(申込順)

☎相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

B こころの悩みに、

公認心理師が応じます。

☎4/16(木) ☎2人(申込順)

☎相談時間は50分。申込時に相談内容をお知らせください。

☎13:00~15:00 所 アピオあおもり

☎☎①は4/9(木)、②は4/23(木)、

☎③は4/14(火)までに、

県男女共同参画センター相談室

(☎017-732-1022/水曜日を除く9:00~16:00)へ

ひとり親家庭などの

無料法律相談 要予約

離婚・養育費などの相談に弁護士がお応えします。

☎5/7(木)13:00~15:00

所 子育て支援課 ☎4人(申込順)

☎相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

☎☎4/28(火)までに、ひとり親家庭等就業・自立支援センター

(☎017-734-5817)へ

市税などの平日夜間

及び休日納付相談

平日夜間納付相談

[青森地区]

☎4/15(水)・16(木)・20(月)~23(木)・27(月)・30(木)20:00まで

所 ☎納税支援課(☎017-734-5209)

[浪岡地区]

☎4/24(金)・27(月)・28(火)・30(木)20:00まで

所 ☎浪岡振興部納税支援課

(☎0172-62-1141)

休日納付相談

[青森地区のみ]

☎4/4(土)・5(日)9:30~17:00

所 ☎納税支援課(☎017-734-5209)

